

成年後見制度とは？

判断能力が不十分な方に対し、法律・生活面で支援する仕組みです。

成年後見人等が行う支援の一例

サポート 1

ご本人の財産（お金や土地など）を管理します

サポート 2

ご本人に代わって契約を結んだり取り消したりします

サポート 3

ご本人の意向を尊重し、必要に応じて医療・介護・福祉等の手続きを支援します

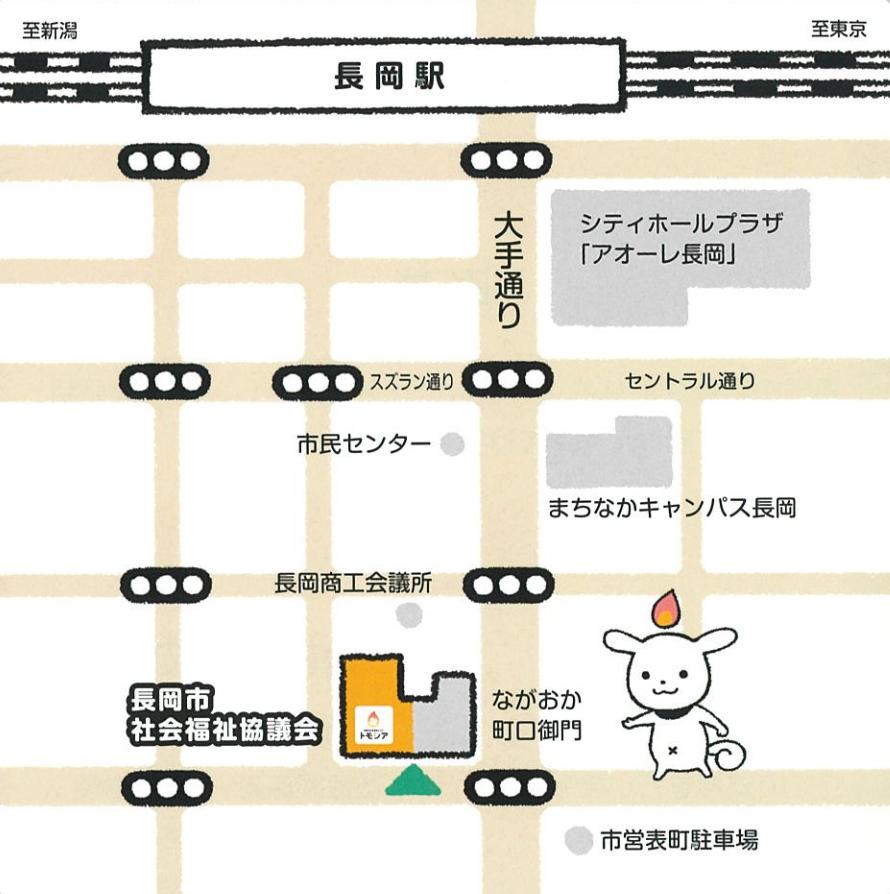
成年後見制度の種類

成年後見制度には大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。



相談受付時間：午前9時～午後5時

※土・日、祝日、年末年始を除く



成年後見制度 利用案内

ともに
ささえ
安心なくらし



権利擁護支援課

〒940-0071

新潟県長岡市表町2丁目2番地21

長岡市社会福祉センター「トモシア」2F

TEL : 0258-32-7833

HP : <http://www.nagaoka-shakyo.or.jp/>

お受けした相談に関しては秘密を厳守いたします。

こんな時は気軽に お問い合わせください

成年後見制度
ってなに？

福祉サービスに
申し込みたいけど
契約内容が理解できない

離れて暮らす親が
同じ物を何度も
買っているみたい…

物忘れがあって
お金の管理が不安

後見人をしていて
不安なことがあるけれど
誰に相談していいのか…

自分に万が一の
ことがあつたら…
障害のある子どもの
将来が不安です

親族後見人って
どうしたらいいの？

銀行にいったら
「手続きには後見人が必要です」
と言われました

ご相談と支援の流れ

相談の受け付け

来 所

電話相談

面 談

専門の職員がみなさまの悩みごとをお聞きし、成年後見制度の利用に向けた支援を行います。

手続きの支援

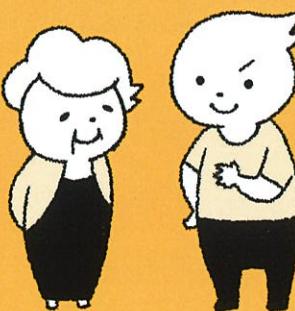
家庭裁判所への成年後見申立の支援を行います。

- 制度に関する相談
- 書類作成のサポート

他機関との連携

ご相談内容によっては、法律関係者・医療機関・長岡市・その他の必要な相談機関に取り次ぎます。

家庭裁判所へ申し立て



成年後見制度の利用へ



具体的な費用・支援内容の
お問い合わせはこちらまで

TEL

0258-32-7833

権利擁護支援課について

なにをしている
ところなの？



① 成年後見制度に関する相談

権利擁護に関する総合的な相談に応じます。本人や家族、関係機関などからの相談に対し、関係機関と連携して支援を行います。

主な 支援内容

- 制度に関する相談や利用のお手伝い
- 申立て書類の作成のサポートや助言
- 成年後見活動の支援

② 成年後見制度の普及と啓発

セミナーや出前講座といった研修会を開催します。広報やホームページなどでも必要な情報を発信し、制度の正しい理解を促し普及につなげる活動を行います。

③ 法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、法人として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の活動を行います。

④ 日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝いなどを行います。

